

射水市多職種連携支援システム利用規約

Ver. 4

射水市地域福祉課

令和7年11月 1日

本規約並びに様式は、射水市ホームページ「いみず医療・介護情報」専門職の方の
ページからダウンロードできます。

目 次

- 1 総則
 - 1-1 目的
 - 1-2 本システムの内容
 - 1-3 用語の定義
 - 1-4 本規約の適用範囲
- 2 システム運用の責務
 - 2-1 システム管理者（射水市）
 - 2-2 情報管理責任者
 - 2-3 システム利用者
- 3 システム利用申請、変更について
 - 3-1 利用申請の手続
 - 3-2 申請内容の変更
 - 3-3 ユーザーID、パスワードの管理
- 4 在宅療養者のシステム利用同意・変更について
 - 4-1 利用対象の範囲
 - 4-2 説明・同意
 - 4-3 届出事項の変更
- 5 「在宅（歯科）医療情報連携加算」の対応について
 - 5-1 在宅（歯科）医療情報連携について
- 6 利用時の注意
 - 6-1 情報の取扱について
 - 6-2 事故発生時の対応
- 7 サポート体制
 - 7-1 射水市在宅医療・介護連携推進事業に関する問合せ先
 - 7-2 システムの操作方法に関する問合せ先

1 総則

1-1 目的

本規約は、射水市が運用する射水市多職種連携支援システム（以下「本システム」という。）の情報資産の管理及び運用に関し、必要な事項を定めるものです。

1-2 本システムの内容

本システムは、（株）カナミックネットワークが提供する「TRITRUS」を使用します。在宅医療・介護に従事する多職種の情報共有を促進し、連携の強化を図ることで在宅療養者の安心した生活を支援することを目的とします。

1-3 用語の定義

用語	説明
システム管理者	本システムの管理を行う者。射水市地域福祉課がその業務を行う。
利用施設	射水市内の在宅療養者を支援する医療機関、薬局、介護保険サービス事業所等であり、本システムを利用し、情報を閲覧・利用できる施設
情報管理責任者	利用施設において、本システムや個人情報の取扱に関して管理を行う者
システム利用者	利用施設に勤める職員であり、本システムを利用する者
利用機器	本システムを利用するパソコンやモバイル端末等

1-4 本規約の適用範囲

本規約は、本システムを利用する際の一切の行為に適用します。

2 システム運用の責務

2-1 システム管理者（射水市）

- (1) 本システムの利用施設及びシステム利用者等を適切に管理します。
- (2) 本システムの利用について同意の得られた在宅療養者の情報を適切に管理し、情報共有を行うための登録等を行います。
- (3) 本システムを安全かつ合理的に管理運用するため必要な事項を定めます。
- (4) システム利用者及び在宅療養者からの本システムに関する苦情や質問に対応します。

2-2 情報管理責任者

- (1) 利用機器に電子証明書をインストールし、準備を行います。利用機器のセキュリティ対策（ウィルス対策ソフトのインストール、OSのアップデート等）に万全を期し、電子証明書のパスワードは外部に漏れることのないよう適切に管理します。
- (2) 情報及び利用機器の管理について必要な事項を定め、移動可能な端末で本システムを利用する場合は、取扱に関して厳重に管理を行います。

（3）退職、異動等によりシステム利用者に変更があった場合は、速やかにシステム管理者へ変更申請を行います。

（4）本システムで得た個人情報を適正に管理し、紛失、盗難及び漏えいの防止に努めます。事故等により障害が発生し問題が生じた場合は、速やかにシステム管理者に報告するとともに復旧解決方策を講じます。

2-3 システム利用者

（1）本システムの利用に際して使用するユーザーID、パスワードは、本人以外の者に利用されることのないよう適切に管理します。

（2）本システムで得た個人情報は、在宅療養者を支援する目的でのみ使用し、紛失、盗難及び漏えいの防止に努めます。事故等により障害が発生し問題が生じた場合は、速やかに情報管理責任者に報告するとともに復旧解決方策を講じます。

3 システム利用申請、変更について

3-1 利用申請の手続

（1）利用施設は本規約を遵守することに同意し、情報管理責任者を決定した上で、「射水市多職種連携支援システム利用申請書（様式1）」及び「システム利用者登録書（様式2）」をシステム管理者に提出します。

（2）システム管理者は利用施設を登録し、当該利用施設の情報管理責任者へ電子証明書パスワードを発行します。情報管理責任者は、市へ申請した利用機器に電子証明書をインストールし、本システムを利用する準備を行います。（初回のみの作業です。）

（3）システム管理者がシステム利用者を登録し、本システムを利用するためのユーザーID及びパスワードを発行します。

3-2 申請内容の変更

利用施設が申請した内容（情報管理責任者、利用機器、システム利用者等）に変更が生じた場合は、「システム利用登録・変更申請書（様式3）」に必要事項を記入し、システム管理者へ提出します。システム利用者を追加する場合は、「システム利用者登録書（様式2）」もあわせて提出してください。

3-3 ユーザーID、パスワードの管理

（1）ユーザーID及びパスワードの利用は発行を受けた本人のみとします。ユーザーID及びパスワードは適切に管理し、退職等により本システムを利用できない状態になった場合は速やかにシステム管理者へ報告してください。

（2）ユーザーIDやパスワードを盗まれたり、第三者に利用されていることを知った場合は、直ちに情報管理責任者に報告してください。情報管理責任者はシステム管理者に状況を報告し、システム管理者からの指示に従ってください。

（3）ユーザーID及びパスワードを忘れた場合は、情報管理責任者に報告してください。情報管理責任者はシステム管理者に報告し、ユーザーIDを無効化します。「システム利用登録・変更申請書（様式3）」を提出し、ユーザーID及びパスワードの再発行手続きを行います。

4 在宅療養者のシステム利用同意・変更について

4-1 利用対象の範囲

(1) 射水市に居住し、本システムの利用により情報共有を図ることが望ましいと考えられる者のうち、次のいずれかに該当するものとします。

- ① 在宅で医療、介護、障がい福祉サービス等の支援を受ける者（多職種が関わり支援を行っている者や、身体状況の変化が著しく、連絡調整が頻回に必要な者）
- ② 今後、在宅で医療、介護、障がい福祉サービス等の支援を受ける者
- ③ その他市が必要と認める者

(2) 本システムの利用による情報共有の範囲は、在宅療養者の支援を行うシステム利用者に限るものとし、在宅療養者本人及び家族等は除きます。

4-2 説明・同意

(1) 本システムを利用するためには、在宅療養者本人（又は家族等）の同意が必要です。

(2) システム利用者は、本システムを利用してシステム管理者（市）及び連携する多職種が医療や介護等に関する情報共有を図ることを「説明用チラシ・同意書（様式4）」を用いて説明し、同意をもらってください。

(3) システム利用者が本システムに在宅療養者本人の部屋を作成を希望する場合は、「射水市多職種連携支援システム利用開始届（様式5）」を記入し、写しをシステム管理者へ提出してください。

(4) 在宅療養者本人（又は家族等）への説明や部屋の作成に係る届出を行うシステム利用者は連携する多職種で行うものとし、その職種は問いません。

4-3 届出事項の変更

(1) 連携施設の変更等があった場合は、「射水市多職種連携支援システム利用開始届（様式5）」の裏面を記入し、写しをシステム管理者へ提出してください。

(2) 長期入院、施設入所、転居、死亡等によりシステム利用を中止する場合は、「射水市多職種連携支援システム利用開始届（様式5）」の該当箇所を記入し、写しをシステム管理者へ提出してください。

5 「在宅（歯科）医療情報連携加算」の対応について

5-1 在宅（歯科）医療情報連携について

(1) 「在宅（歯科）医療情報連携加算」の対応として、本システムを利用する利用施設は、保険医療機関（医科・歯科）の「連携機関」となることに同意するものとします。本システムで保険医療機関と情報共有を行っている利用施設は、ICTを活用して多職種の情報共有を行う「連携機関」として、保険医療機関のホームページ及び施設内に名称が掲示されることがあります。

※ 本システムは、厚生労働省の定める「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に対応しています。

6 利用時の注意

6-1 情報の取扱について

- (1) システム管理者、情報管理責任者及びシステム利用者は、個人情報取扱事業者として、下記の法令等（最新のもの）を遵守します。
- ・個人情報の保護に関する法律
 - ・医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドンス
- (2) 本システムが保持しているすべての情報について、法令等に定められた例外を除き、複製・改変・第三者への開示は行わないこととします。
- (3) 本システムを通して知り得た情報は、システム利用期間終了後も守秘義務を負います。
- (4) パソコンやタブレット端末等の移動可能な端末を使用する場合は、利用施設及びシステム利用者の責任で厳重に管理してください。システム内の情報はデータセンターで一元管理されるため端末には残りませんが、利用機器にデータを保存したままにしないよう注意してください。
- (5) 個人保有の端末（パソコン、スマートフォン、タブレット等）を利用する場合は、業務上利用する機器として下記の対策をとってください。

- ・組織としてリスク分析を実施し、情報及び情報機器の持ち出しや、BYOD (=Bring Your Own Device. 従業員が個人で所有する端末を職場に持ち込んで業務に使用すること。) の実施に関する方針を運用管理規程で定めること。
- ・運用管理規定には、持ち出した情報及び情報機器の管理方法を定めること。
- ・情報を格納した可搬媒体若しくは情報機器の盗難、紛失時の対応を運用管理規定に定めること。
- ・運用管理規定で定めた盗難、紛失時の対応を従業者等に周知徹底するとともに、教育を実施すること。
- ・情報が格納された可搬媒体若しくは情報機器の所在について台帳を用いる等して把握すること。
- ・情報機器に対して起動パスワード等を設定すること。設定に当たっては推定しやすいパスワード等の利用を割けるとともに、定期的なパスワードの変更等の対策を実施すること。

～厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第6版」より抜粋～

6-2 事故発生時の対応

- (1) 情報管理責任者及びシステム利用者は、本システムの障害や欠陥、情報漏えい等の事故を知った場合、速やかにシステム管理者に報告してください。
- (2) 個人情報について、システム利用者が不注意で外部に流出させた場合や本規約に違反したことが原因で生じた障害や不具合があった場合は、利用施設が責任を負い、原状復帰のための費用を負担してください。
- (3) 想定される事故の対応例

利用機器がウィルスに感染した場合

感染の疑いのある端末からはシステムへアクセスしないこととし、情報管理責任者へ状況を報告する。

利用機器の紛失・盗難があった場合

情報管理責任者は、紛失・盗難の状況をシステム管理者に報告するとともに警察へ届出する。システム利用者は速やかにパスワードを変更し、利用機器が不正に利用されることがないよう対応する。システム管理者は利用機器で使用していたユーザーIDを無効化する。

システム利用者による情報漏えい（不正利用、不正提供等）があった場合

情報管理責任者は状況を確認し、システム管理者へ状況を報告する。システム管理者は必要に応じて被害の拡大を防ぐための対応（ユーザーIDの無効化等）を行う。

7 サポート体制

7-1 射水市在宅医療・介護連携推進事業に関する問合せ先

射水市在宅医療・介護連携推進事業の情報共有を支援する取組のひとつとして、本システムを導入しました。事業に関することや本システムの運用に関するご質問は、射水市役所地域福祉課までお問合せください。

〒939-0294

射水市新開発410番地1 射水市役所地域福祉課

電話 0766-51-6625 FAX 0766-51-6657

Eメール chiiki@city.imizu.lg.jp

【受付時間】 平日（土日祝、年末年始を除く日）

8：30～12：00 13：00～17：15

7-2 システムの操作方法に関する問合せ先

本システムの操作方法についてご不明な点、ご質問は、株式会社カナミックネットワークサポートまでお問合せください。

電話による問合せ	050-5306-5209
FAXによる問合せ	03-5798-3951
Eメールによる問合せ	システム内「ヘルプ」のメール入力フォームからお問合せください。

【受付時間】 平日（土日祝、年末年始及びお盆休暇を除く日）

9：00～12：00 13：00～18：00